

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和元年 9 月 12 日付けの保護決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性、不当性を主張していると解される。

平成 28 年 4 月 1 日から保護費が 7, 552 円だったのに、今年 8 月から急に保護費が少なくなっていたのです。担当者に聞いてみたら、8 月に入る企業年金と保険の割戻金が入金になっていたと言われました。また、介護保険があるからとも言われました。金額が、7, 552 円から、5, 000 円から 6, 000 円も少なくなるのでしょうか。

### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項によ

り、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年12月10日	諮問
令和3年2月24日	審議（第52回第4部会）
令和3年3月23日	審議（第53回第4部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

なお、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長

通知」という。)第10・1は、保護を継続して受ける者について、基準生活費の算定に係る満年齢の切替えは、毎年1回4月1日に行うことができるとし、4月1日に行なう切替えは、3月31日までに基準生活費の変更を必要とする満年齢に達した者について行なうとしている。

## (2) 届出義務

法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとしている。

## (3) 収入認定

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第10は、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と次官通知第8によって認定した収入との対比によって決定するとしている。

局長通知第8・1・(4)・アは、厚生年金保険法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定するとしている。また、同・イは、老齢年金等で、介護保険法135条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものは、特別徴収された後の実際の受給額を認定するとしている。

「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問8-33は、一時に認定しても保護の停止とはならない程度の臨時収入を分割認定することについて、世帯の事情に応じて6か月を上限として分割認定を考慮しても差し支えないとしている。

そして、局長通知第10・2・(8)によれば、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかになった

場合は、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと（この場合、最低生活費又は収入充当額の設定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行うことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行えば足りるものであること）としている。

(4) なお、次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による法の処理基準である。また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

## 2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、本件収入申告に基づき収入認定を行うこととし、また、介護保険料特別徴収額の改定分を含めて、請求人の令和元年10月分の収入を認定したこと、また、その際に、過払金となった840円について、収入充当するとしたこと（本件収入認定）が認められる。そして、その収入及び充当額の認定の方法・算定に誤りは認められないから、本件収入認定について、違法又は不当な点は認められない。

また、処分庁は、本件改定により保護基準が改定されたことに伴い、請求人に係る保護費の基準額が令和元年10月1日より変更されることとなったことから、本件収入認定と併せて、変更日を同日として、請求人に対してこの旨の本件処分を行ったことが認められる。そして、本件改定に伴う請求人に係る保護費について、本件改定に伴う保護費の変更は、法の規定及び本件改定後の保護基準に従って適正になされており、支給額の算定は、生活扶助の項目の基準生活費について見ると、保護基準が定める年齢別、世帯構成別、所在地域別などの区分（請求人の場合、70～74歳・1人世帯・1

級地一 1 の各区分に該当する。) に正確に当てはめた上で行われているなど、その他全体として違算も認められないから、本件改定に伴う保護費の変更について、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件収入認定及び請求人に係る基準額の算定のいずれも適切に行われていることから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、第 3 のとおり主張しているが、本件処分が法令等の定めに基づいて適正になされたものと認められることは上記 2 のとおりであるから、請求人の主張には理由がないものというほかはない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美